

水害ハザードマップ作成チェックシート

水害ハザードマップの作成等に当たり、下記のチェック項目及び参照すべき事例について、確認して下さい。

分類	チェック項目	参照すべき事例	チェック欄
1：想定最大規模の水害に係る浸水想定区域と浸水深（洪水、内水、高潮）及び津波災害警戒区域と津波基準水位（津波）について			
	① 国・都道府県または市町村から提供される浸水想定に関するデータを用いて、20m、10m、5m、3m、0.5mを境界とした6段階の区分を標準として適切に浸水深を色分けしているか。		☐
	② 津波災害警戒区域指定済みの市町村では、浸水深に代えて津波基準水位（浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝突によって生じる津波の浸水上昇（せき上げ）を加えた水位）を用いているか。	事例1	☐
2：土砂災害警戒区域について（洪水、内水、高潮、津波）			
	① 洪水、内水、高潮、津波と同時に発生する可能性が高い土砂災害等の危険箇所について、土砂災害警戒区域をハザードマップの地図上に表示しているか。	事例2	☐
	② 土砂災害警戒区域について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例3	☐
3：早期の立退き避難が必要な区域について（洪水、内水、高潮）			
	① 人命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が大きい区域等を「早期の立退き避難が必要な区域」として設定しているか。		☐
	② 設定した「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に示しているか。	事例4	☐

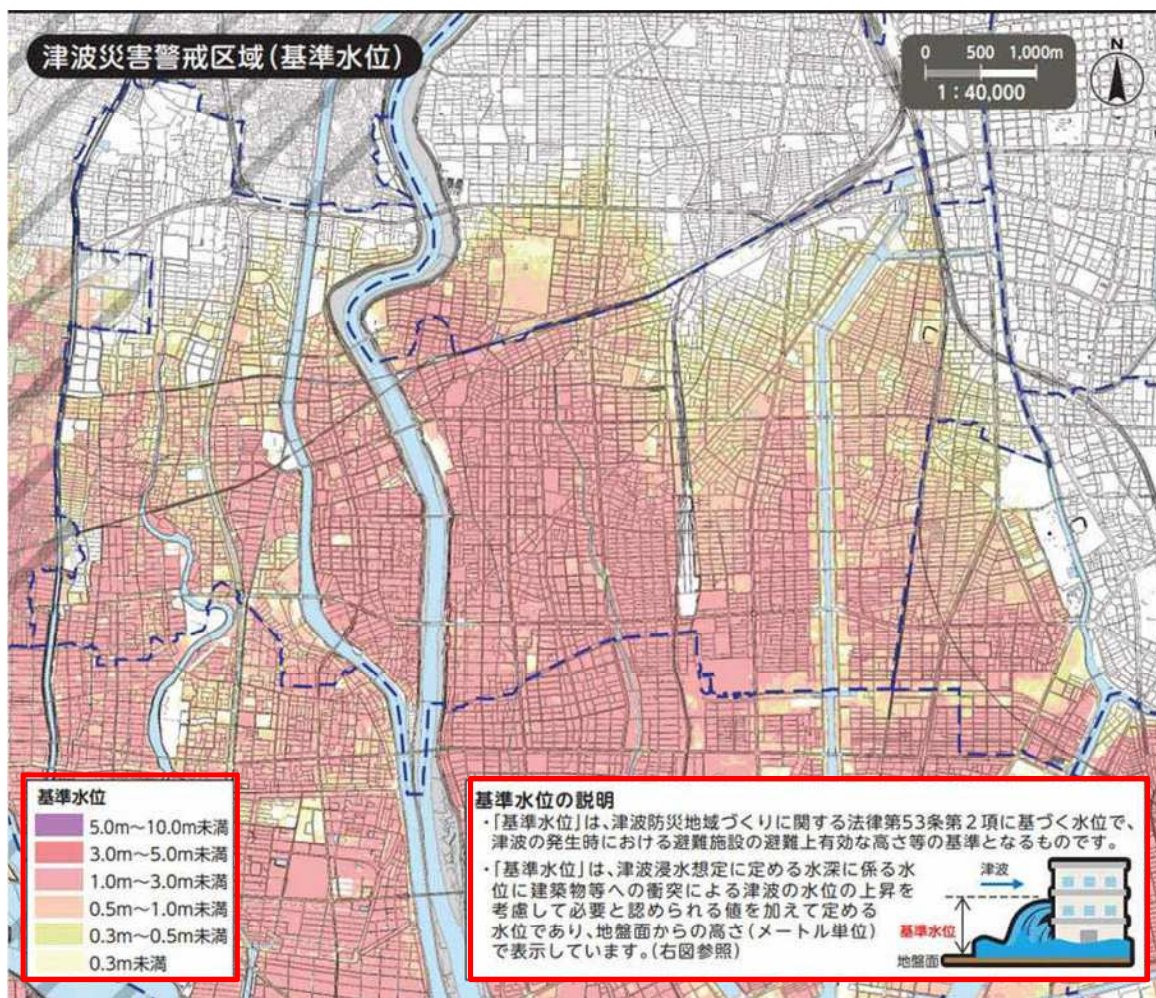
③ 「早期の立退き避難が必要な区域」とその区域における避難行動の説明を地図上に簡潔に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例 5	☐
4：避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項について（洪水、内水、高潮、津波）		
① アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等についての情報を収集しているか。		☐
② 住民等が避難場所等へ避難する際、危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や火災発生で通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について地図上に明示しているか。	事例 6	☐
③ 危険箇所や注意を要する場所（アンダーパスや過去に浸水の実績がある浸水常襲箇所、小河川の横断箇所、地震時に家屋倒壊や通行不可能となるおそれがある木造密集市街地等）について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	事例 7 事例 8	☐
④ 津波に係る水害ハザードマップにおいては、住民等が避難すべき方向や避難経路等を地図上に記載しているか。	事例 9	☐
⑤ 水害時に使用する避難場所等を地図上に表示しているか。浸水想定区域に避難場所等を設定せざるを得ないときは、「○階が使用可能」等、避難場所等の利用条件を地図上又は情報・学習編に明示しているか。	事例 10 事例 11	☐
5：地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について（洪水、内水、高潮）		
① 市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内に存在する地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、名称及び所在地を地図上に明示しているか。	事例 12	☐
② 地下街等（建設予定又は建設中を含む）、要配慮者利用施設、大規模工場等について、視認性を確保するなどのために地図上に明記できない場合、情報・学習編に必要な情報を明記するなどの措置を講じているか。	事例 3 事例 13	☐

6：水位観測所等の位置（映像が提供されるＣＣＴＶカメラ等を含む）について（洪水、内水、高潮）		
① 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所や国、都道府県、市町村等で設置しているＣＣＴＶカメラ等の位置と名称について把握しているか。		☐
② 河川水位や下水道水位、潮位等の情報が提供される水位観測所等の位置と名称は地図上に明示しているか。	事例１４	☐
③ テレビ、インターネットで河川映像等が提供されるＣＣＴＶカメラ等の位置と名称について地図上に明示しているか。	事例１４	☐
④ 水位観測所やＣＣＴＶカメラの位置、名称について、地図面の視認性が確保されにくい場合、地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成して記載する、又は情報・学習編に明示するなどの措置を講じているか。	事例１５ 事例１６	☐

○ 津波基準水位の記載方法について

○ 津波ハザードマップの地図面に津波基準水位が記載されている事例

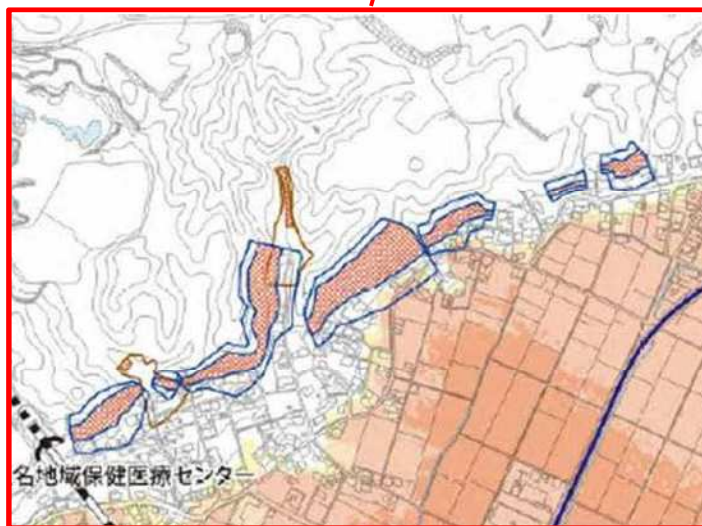
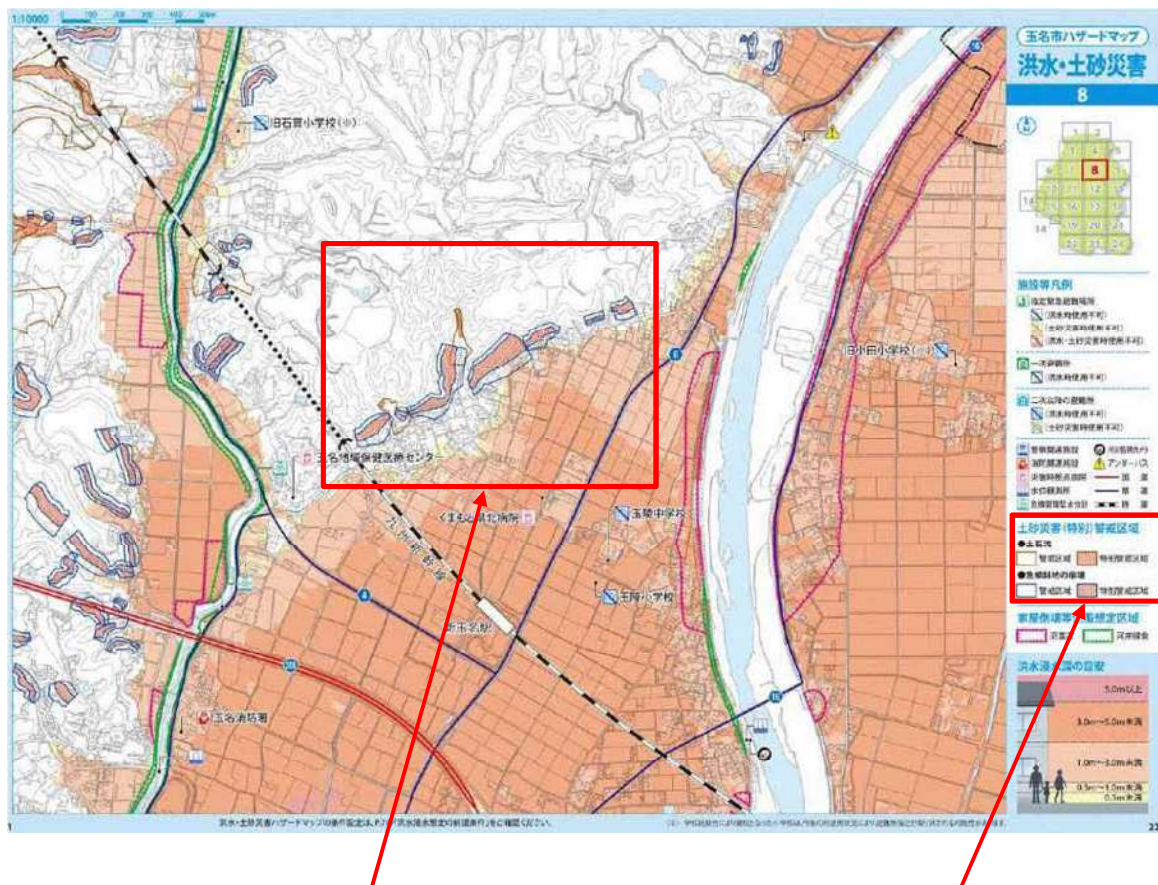
津波災害警戒区域指定済みの区域に対し、浸水深に代えて津波基準水位(浸水予測に基づく浸水深に建築物等への衝撃によって生じる津波の浸水上昇(せき上げ)を加えた水位)を用いている。合わせて、基準水位の詳細な説明を明示している。



出典：名古屋市ホームページ

(<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000154012.html>)

- 土砂災害警戒区域等の記載方法について
- 地図面に土砂災害警戒区域が記載されている事例



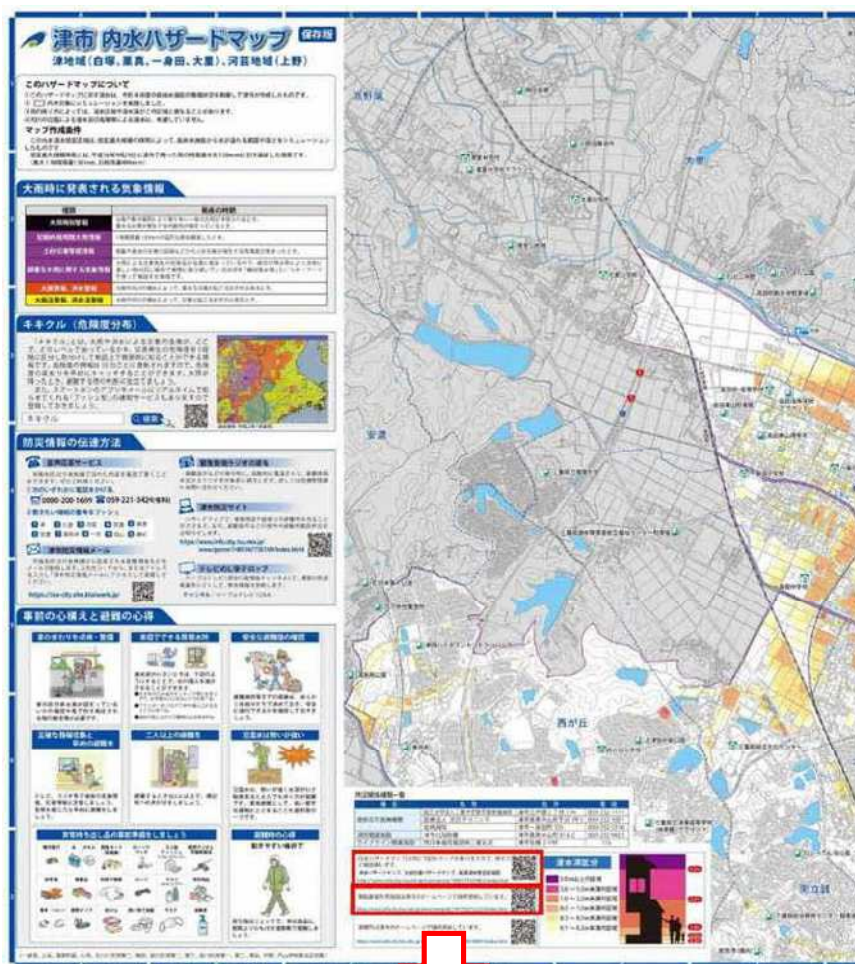
出典：玉名市ホームページ

(<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/102/16409.html>)

○ 土砂災害警戒区域等の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

土砂災害ハザードマップのホームページ URL を記載するとともに、土砂災害警戒区域を確認する必要があることについての情報を提供している。(土砂災害ハザードマップの他、要配慮者利用施設の情報を掲載するホームページの URL 等も掲載している。)



内水ハザードマップ以外に下記のマップがありますので、併せてご確認願います。

洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、高潮浸水想定区域図
<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/genre/1489373521882/index.html>

要配慮者利用施設は津市のホームページで随時更新しています。
<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1507702752225/index.html>

避難所は津市のホームページで随時更新しています。
<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1489556146841/index.html>

出典：津市ホームページ

(<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1680004993624/index.html>)

- 早期の立退き避難が必要な区域の記載方法について
- 地図面に早期の立退き避難が必要な区域を記載した事例



出典：野洲市ホームページ

(<https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/kikikanri/bousaimap/index.html>)

- 早期の立退き避難が必要な区域の記載方法について

○地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

情報・学習編において、家屋倒壊等氾濫想定区域は、早期の立退き避難が必要であることを記載している。また、浸水深や建物の構造の条件によっては、立退き避難が必要であることを記載している。



出典：彦根市ホームページ

(https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shicho_chokkatsu/3/17/11360.html)

○ 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について

○ 地図面にアンダーパスを明示した事例

地下道（アンダーパス）の凡例を設定し、所在地を地図面に明示している。



出典：大田区ホームページ

(<https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/chiiki/bousai/suigai/hazardmap.html>)

【アンダーパス等についての情報収集の参考となるホームページ】

・道路防災情報 WEB マップ(国土交通省)

https://www.mlit.go.jp/road/bosai/doro_bosaijoho_webmap/

・関東地域における道路冠水注意箇所マップ（関東地方整備局 HP）

https://www.ktr.mlit.go.jp/road/bousai/road_bousai00000001.html

・その他、県や市区町村の道路部局等で道路冠水箇所を公開している場合がある。

○ 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合のアンダーパスの記載事例

地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成し、アンダーパスを記載することで地図面の視認性を確保している。



出典: 横浜市ハザードマップ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/flood-hmap.html>)

- 危険箇所や注意を要する場所の記載方法について
- 地図面の視認性が確保されにくい場合のアンダーパスの記載事例
- アンダーパスの所在地の一覧表を情報・学習編に掲載している。

● アンダーパス（大雨時通行止め箇所）

NO.	町名	注意箇所	地図座標	NO.	町名	注意箇所	地図座標
①	茂呂	鹿沼工業団地北 高速道路ガード下	16-B-1	⑨	上殿町	下水道事務所 西側	11-E-4
②	茂呂	木工団地 南東部	12-A-4	⑩	栄町3丁目	ほほえみ公園 東側	11-F-4
③	板荷	東武線 板荷踏切北 ガード下	8-A-1	⑪	下奈良部町	みなみ町団地東 高速道路ガード下	16-A-3
④	野沢町	東武線 野沢ガード下	19-D-2	⑫	さつき町	鹿沼工業団地内 旧北犬飼コミュニティセンター 北側	16-C-1
⑤	上野町	JR ガード下	拡-F-3	⑬	さつき町	さつき立体橋下	16-C-1
⑥	千渡	千渡郵便局 西側	11-F-3	⑭	深津	大塚カラー前 エネオスガソリンスタンド前	16-C-1
⑦	幸町2丁目	JR 立体 西側	12-A-3	⑮	晃望台	晃望台公園北交差点	11-F-3
⑧	緑町1丁目	東部台コミュニティセンター 東側	11-F-3	⑯	白桑田	百合丘団地	12-B-3

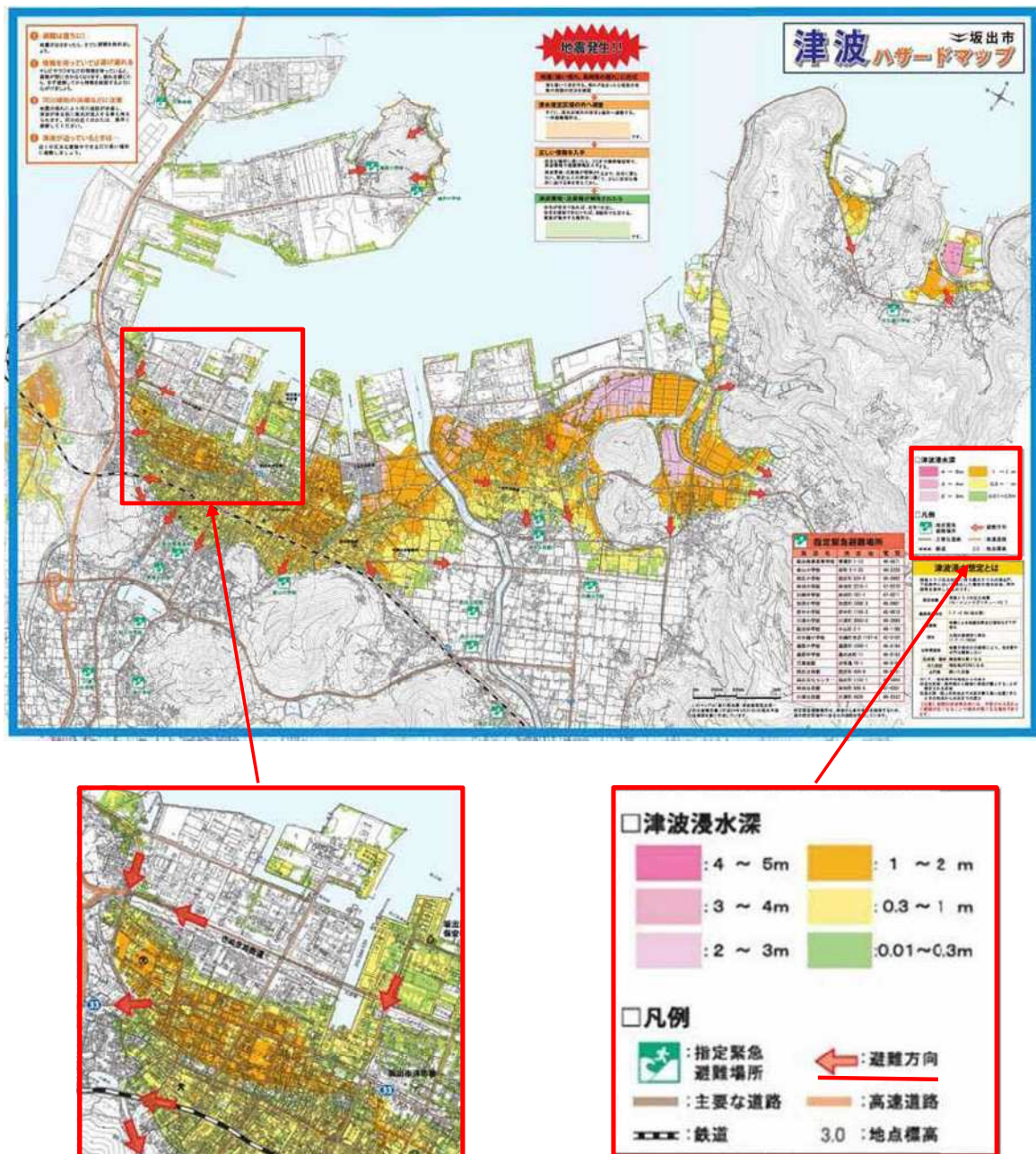
出典：鹿沼市ホームページ

(<https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0565/info-0000008383-1.html>)

○ 住民等が避難すべき方向や避難経路等の記載方法について

○ 地図面に避難経路を記載した事例

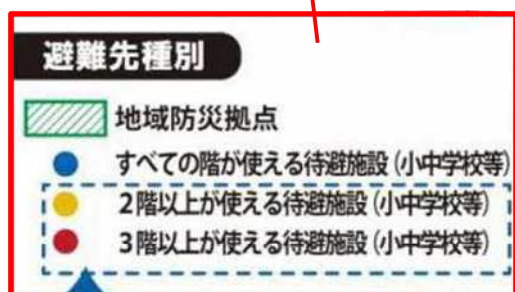
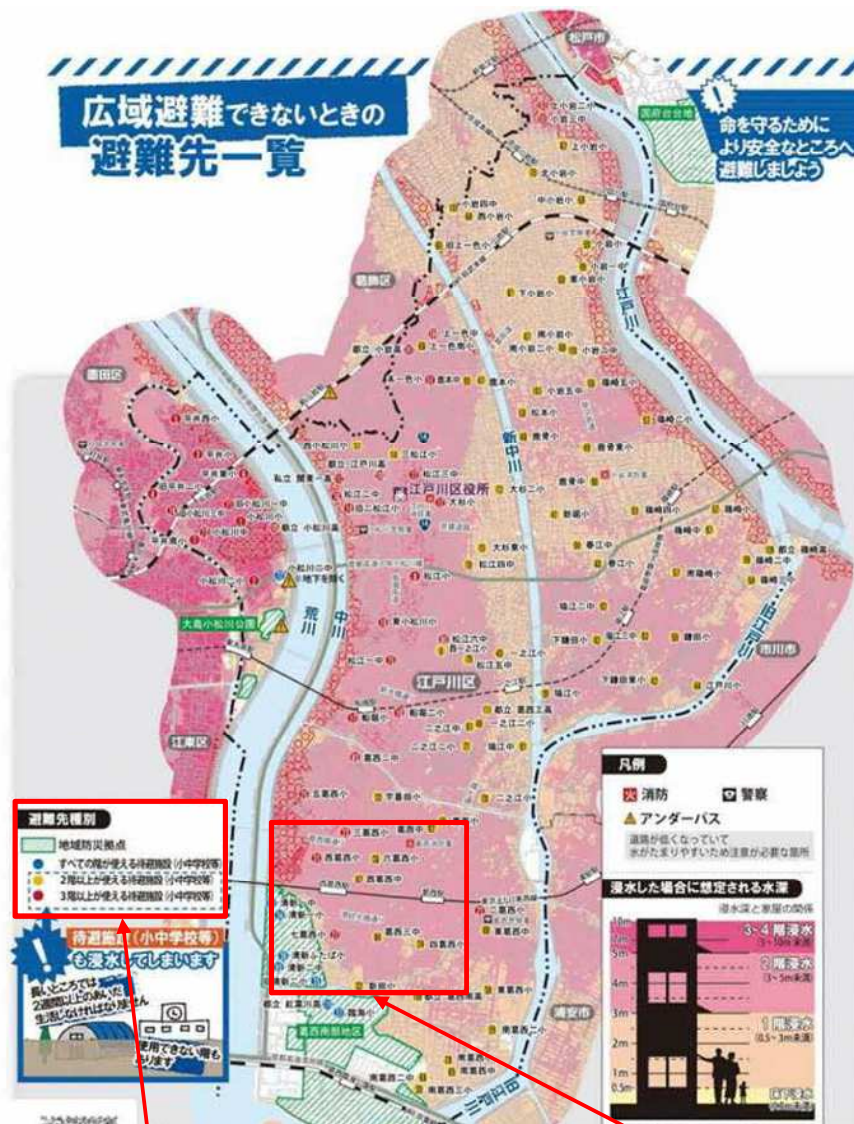
津波ハザードマップの地図面に、避難すべき方向について、矢印を用いて表示している。



出典：坂出市ホームページ

(<https://www.city.sakaide.lg.jp/site/bousai/tunamimap.html>)

- 避難場所等の利用条件の記載方法について
 - 地図面に避難場所等の利用条件を明示した事例
 - 浸水時の避難場所ごとの利用可能な階について、色別に分類して地図面に明示している。



出典：江戸川区ホームページ

(https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosai/kanrenmap/n_hazardmap.html)

○ 避難場所等の利用条件の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

避難場所ごとに対応する災害種別や利用可能な階、所在地等について、情報・学習編に一覧表で掲載している。

備えと避難	ハザードマップ避難場所及び避難所一覧							
	地震、洪水、土砂災害が発生するおそれがある場合や災害が発生した時に、緊急的に避難し住民等の安全を確保するため避難する場所です。							
	○指定緊急避難場所(一時的に避難する場所) ◎指定避難所(避難生活を行える施設) 条件付き指定～▲3階以上の場所 ■2階以上の場所(開設されている場合)(洪水予報河川の洪水のおそれがないときは、▲は、■になる場合があります。) ※水防法の規定に基づく洪水予報河川=天塩川、名寄川注意～浸水があるときは、避難所の入り口などの開閉ができない場合が想定されますので、その場合は、立ち退き避難が別な安全な場所に移動しましょう。							
	No.	施設・場所	住 所	連絡先	種 類	指 定	避難所	
風水害					洪水	がけ崩れ、土石流及び地すべり	地震	
土砂災害								
雪害								
地震								
ハザードマップ								
持ち出し品								

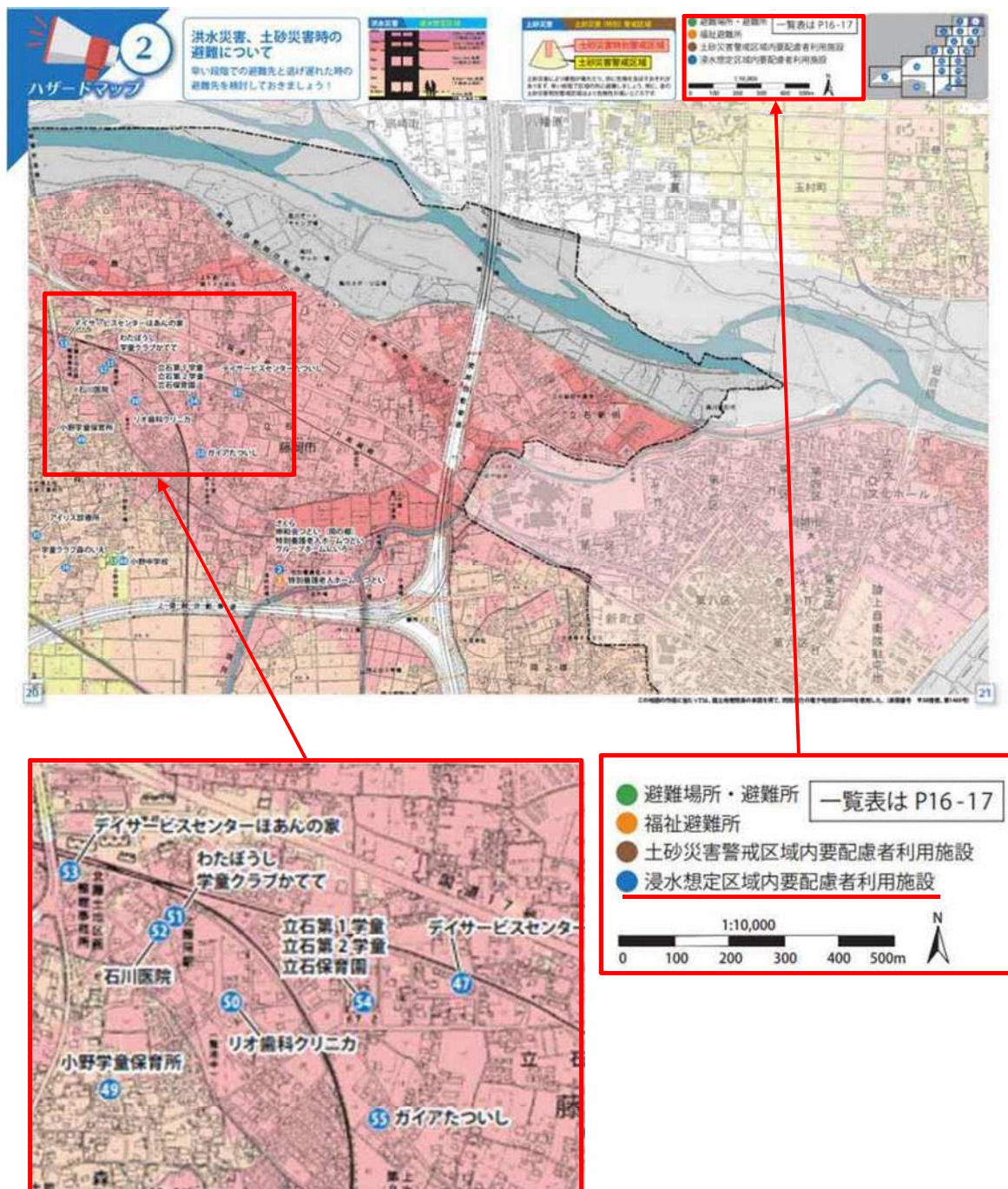
◆指定福祉避難所

41	名寄市総合福祉センター	西1条南12丁目1番地2	01654-3-9862	○	○	○	○
----	-------------	--------------	--------------	---	---	---	---

出典：名寄市ホームページ

(<http://www.city.nayoro.lg.jp/section/bousai/prkeql000000aql5.html>)

- 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地の記載方法について
- 地図面に要配慮者利用施設の名称と所在地を明示した事例



出典：藤岡市ホームページ

(<https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/somubu/chiikianzen/1/3/990.html>)

○ 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地の記載方法について

○ 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例

要配慮者利用施設の名称および所在地の一覧表を情報・学習編に掲載している。

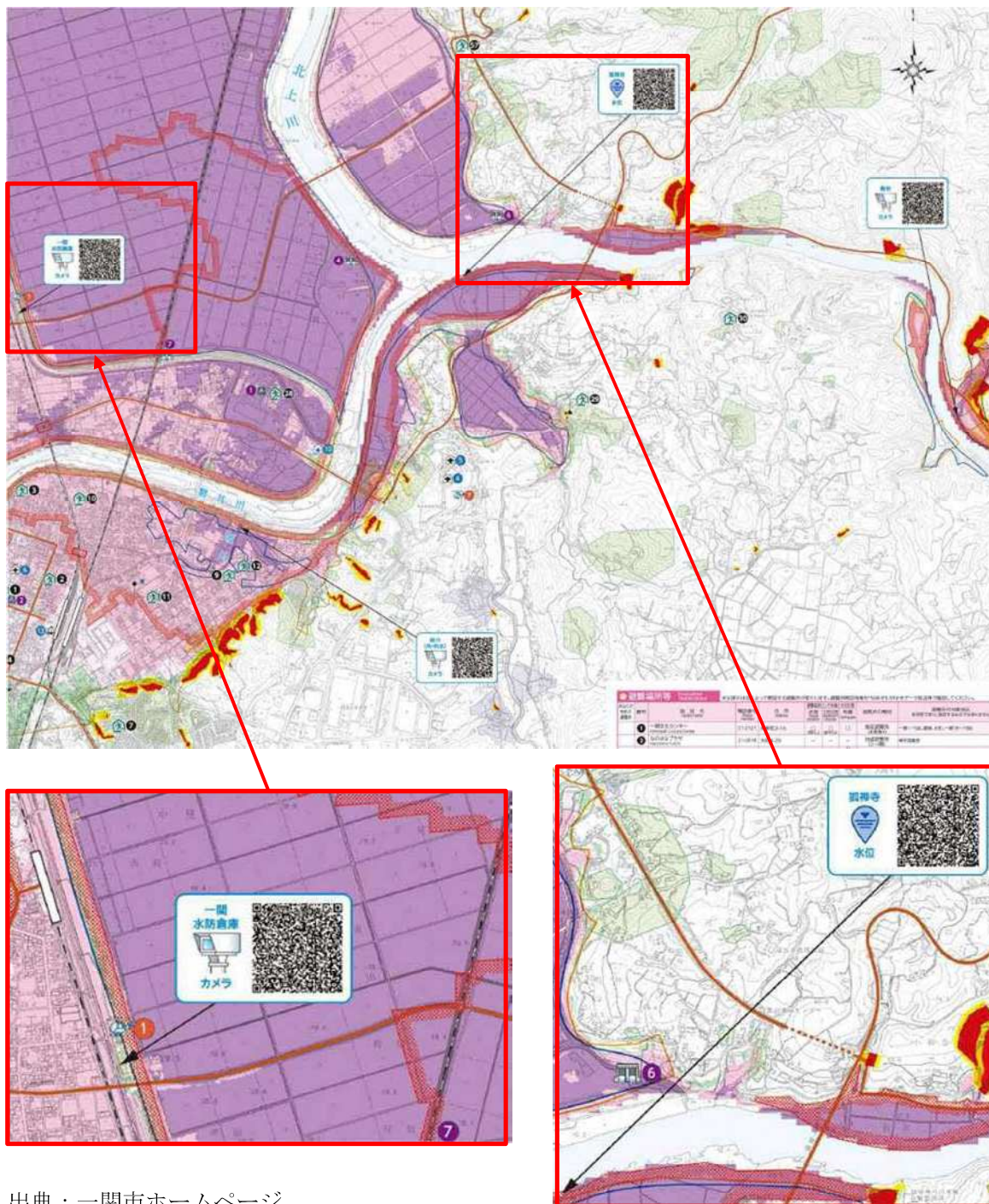
浸水想定区域内の要配慮者利用施設の一覧 (平成28年11月現在)			
 社会福祉施設、病院、保育園や学校等、災害の際に配慮が必要な方が利用されている施設の情報は、裏面に位置が記載されていますので、確認しておきましょう。			
番号	要配慮者施設名	位置	住所
2	メゾン・ド・ラベ	B4	警固町2-6-10
4	Greenスポーツクラブ	B4	栄町1-11-6
6	さんコープ天神口デイサービス	B4	八王子1-16-2
9	老人保健施設 好日苑	B4	戎町2-5-1
14	憩いの里 デイサービスセンター	A4	千日1-5-38
16	松崎幼稚園	B4	天神2-5-22
18	晴の星幼稚園	B4	八王子1-26-27
19	佐波幼稚園	A4	平和町6-20
22	右田幼稚園	A4	下右田258-2
24	ひまわりキッズ	A4	八王子2-5-1
25	みどり保育園	B4	緑町1-8-9
26	西佐波保育園	A4	高倉1-16-10
27	宮市保育所	B4	本橋町18-1
33	右田保育園	A4	下右田390-1
34	藤岡留守家庭児童学級	B4	警固町22-3-1
38	佐波留守家庭児童学級	B4	八王子2-6-10
39	小野留守家庭児童学級	C2	奈美633-1
41	右田留守家庭児童学級	A3	下右田86-2
42	宮市留守家庭児童クラブ	B4	本橋町16-3
43	右田留守家庭児童クラブ	A4	下右田1233
44	藤岡小学校	B4	警固町2-3-1
48	佐波小学校	B4	八王子2-6-10
49	小野小学校	C2	奈美633-1
50	右田小学校	A3	下右田86-2
54	佐波中学校	B4	迫戸町16-37
55	右田中学校	A4	高井565
56	山口県立防府商工高等学校	B4	中央町3-1
59	ソイルセンター	B4	緑町1-11-5
62	自遊の街 デイサービスセンターひかり	B4	戎町1-6-22
64	ふつばホームA	B4	緑町1-11-5-2階
65	夢かれん ふれんず作業所	B4	中央町6-32
66	心促福祉作業センター	B4	上右田2608
67	あおぞら	B4	八王子1-16-2
68	夢かれん・はろと作業所	A4	高井141-6
70	児童デイサービス つぐみ防府	A4	千日2-5-12
71	たんぽぽ	B4	緑町1-11-5
72	つぐみ右田	A4	高井647-2
74	りぶらす	A4	西仁井合1-2-46
75	jump	B4	錆物部町9-3
76	大西眼科	B4	栄町2-1-1
78	手山産婦人科	B4	栄町1-8-7
79	防府青龍病院	A4	駅南町14-33
80	松本外科病院	B4	天神2-1-44
81	光山医院	A4	今市町21-15
82	緑町三祐病院	B4	緑町1-5-29
84	山本内科医院	B4	栄町1-6-14

出典：防府市ホームページ

(<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/soshiki/2/hazardmap.html>)

○ 水位観測所の位置等の記載方法について

○ 地図面に水位観測所と CCTV カメラの位置及び名称を明示した事例



出典：一関市ホームページ

(<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/12,155567,64.html>)

【水位観測所、CCTV カメラについての情報収集の参考となるホームページ】

・ 川の防災情報（国土交通省 HP）

<https://www.river.go.jp/index>

- 水位観測所の位置等の記載方法について
 - 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例
- 地図面を市町村全域ではなく地区ごとに作成し、水位観測所や CCTV カメラの位置及び名称を記載することで地図面の視認性を確保している。



出典：川崎市ホームページ
(<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>)

- 水位観測所の位置等の記載方法について
 - 地図面の視認性が確保されにくい場合の記載事例
- 情報・学習編に水位観測所や CCTV カメラの位置及び名称や水位、映像などが確認できるサイトの 2 次元バーコードを記載し、情報の提供を行っている。

知っておきたい防災情報

気象庁や秋田県では、災害から身を守るためにさまざまな情報を提供しております。住民の皆様におかれましては、自らの命は自ら守るという自助の精神に基づき、自ら防災情報を取りにいく努力をお願いいたします。ここでは、気象庁などから提供される「注意報」「警報」「特別警報」以外の役立つ防災情報について記載しています。

(1) 早期注意情報(警報級の可能性)

天気予報は、テレビのニュースや新聞などで確認ができますが、気象庁では、より詳しい情報を「防災気象情報」としてホームページ等で公表しています。この「防災気象情報」の中の「早期注意情報(警報級の可能性)」では、5日先までの警報の発令される可能性を「高」「中」で示し、週間天気予報の情報を補足しています。

スマートフォンのホーム画面などヘシヨートカットを作成し、こまめに情報をチェックするなどして、日頃から災害に備えましょう。

(2) 危険度分布

気象庁から提供される「防災気象情報」の一つです。警報・注意報が発令されたときに、実際に町域のどこで警報・注意報の基準に到達すると予想されているのか(どこで危険が高まっているのか)、地図上の色分けで知ることができます。危険度分布の種類として「洪水」「土砂災害」などがありますが、「土砂災害」の危険度分布は通称「メッシュ情報」といわれ、町域の1区画でも紫色が現れると「土砂災害警戒情報」の発令が検討されます。

(3) 河川水位(秋田県河川砂防情報システム)

町内の河川には、県が6か所に水位計を設置しています。久保町内の馬場目川と、黒土町内の内川川の2か所の水位計は、常時、河川の水位を確認できます。竜馬橋、昭辰橋、中屋敷橋、富田橋の4か所には、一定の水位で観測を始める簡易水位計(危機管理型水位計)が設置されています。

これらの水位は「秋田県河川砂防情報システム」から、久保の水位は「NHKデータ放送」からも確認できます。また、平ノ下町内の中屋敷橋には河川カメラも設置されており、合わせてご覧になれます。「秋田県河川砂防情報システム」へは、右のQRコードからもアクセスできます。



※秋田県河川砂防情報システム

令和元年11月15日05時00分 秋田県地方気象台発表

秋田県沿岸の早期注意情報(警報級の可能性)

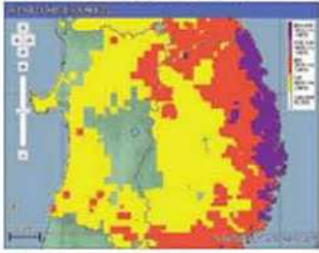
(注) 1日(2)以内(7)までの範囲内に、大雨、暴風(暴風型)警報を発令する可能性がある。

項目	警報級の可能性			
	大雨	暴風	大雪	大雪(暴風型)
大雨	高	中	低	低
暴風	低	高	中	中
大雪	低	低	高	高
大雪(暴風型)	低	低	低	高
暴風	低	高	中	中

(注) 警報が発令され、又は、警報が発令されるようになると予想される町域が示されています。同じ町域でも危険度の分布が異なっている場合は、危険度が異なる区画に危険度をあわせて1日の気象情報・気象情報で確認してください。

(注) 1日(2)以内(7)までの範囲内に、大雨、暴風(暴風型)警報が発令される可能性があると予想される町域が示されています。同じ町域でも危険度の分布が異なっている場合は、危険度が異なる区画に危険度をあわせて1日の気象情報・気象情報で確認してください。

令和元年10月13日06時19分発表 土砂災害の危険度分布



出典：五城目町ホームページ
(<https://www.town.gojome.akita.jp/bosai-anzen/bosai/hazardmap/1473>)

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

【参考資料】

令和6年1月12日

- 令和5年9月30日時点で、対象施設※は122,314施設、うち計画作成済みは106,634施設（約87%）。
- 前回調査の令和5年3月末から6ヶ月間で758施設増え、作成率は86%から1ポイント増加。

※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和5年9月末時点

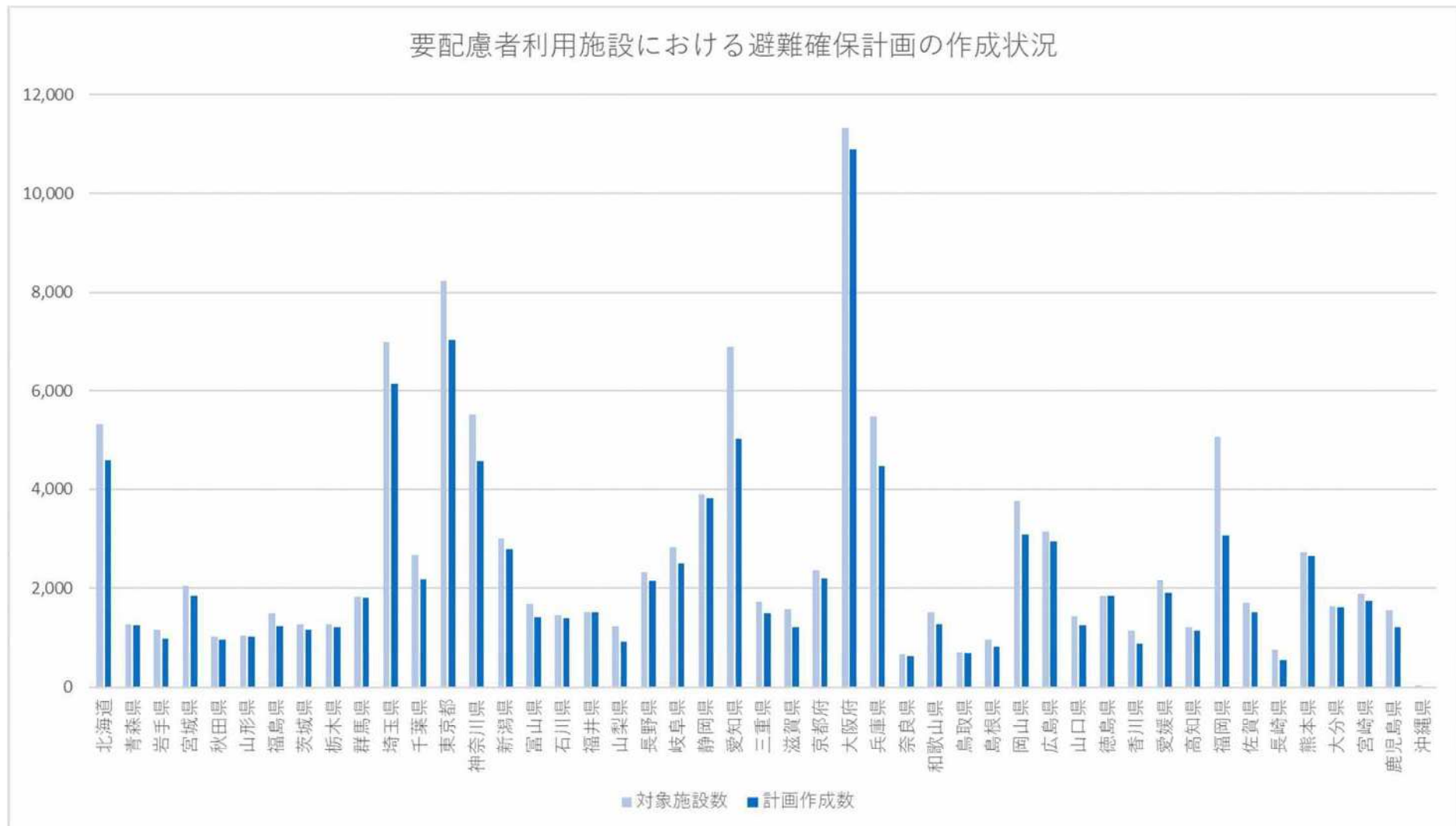
区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	122,314	106,634	87%
うち社会福祉施設	99,857	86,906	87%



水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況(都道府県別) (令和5年9月末時点)

令和6年1月12日

- 要配慮者利用施設における避難確保計画は、令和5年9月30日時点で対象122,314施設のうち、作成済みは106,634施設となっており作成率は約87%である。



5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
 - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
 - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かった
 - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
 - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが「**義務**」づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

【関連ホームページ】（国土交通省）

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



- ・避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VtMlyW9Yow4>

- ・避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va4O0F33ucs>

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111（代表）

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が「**義務**」づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

立退き避難 基本の 避難行動	● 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。 ● 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。
屋内安全確保	● 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。 ● ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。



point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警戒レベルの可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

要配慮者利用施設における 水害からの避難の取り組みの成果事例集

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室
令和5年7月

はじめに

- 本事例集は、要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みを収集の上、これを取りまとめたものである。
- 水防法に基づく、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定が進んでいるところであるが、実際に避難の取り組みが成果を挙げた事例を紹介することで、より一層の取り組みの促進が図られることを期待する。

目 次

1. 特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例（平成29年7月の大雨）
2. グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例（平成30年7月豪雨）
3. 川越キングスガーデンの事例（令和元年台風第19号（令和元年東日本台風））
4. 特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例（令和4年8月の大雨）
5. 田主丸中央病院の事例（令和5年7月の大雨） ←今回追加

特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【秋田県大仙市】

【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正（平成28年10月）
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大雨での
迅速な避難

【避難路計画】

避難所周辺の道幅が狭く、スムーズなピストン移送を考慮し、往路と復路を事前に設定

【避難基準水位】

H23.6.24洪水時の水位を基に、避難時間等過去の経験を基に基準水位を設定
・神宮寺水位6.60m
※H23.6.24洪水で神宮寺観測史上最高水位7.74mを記録

避難所（平和中学校）

特別養護老人ホーム
「愛幸園」

神宮寺水位観測所 ▲

雄物川

愛幸園の対応

22日夜

職員15人待機
水位・気象情報収集

23日 5:40

神宮寺水位
基準水位6.6m超過

職員全員を招集

23日 7:30

避難開始

23日 10:00頃

避難完了



H28.11.25 避難訓練の様子

グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

施設の概要・取組

<施設の概要>

- 平屋の建物に27名（メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名）の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

<施設の取組>

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。



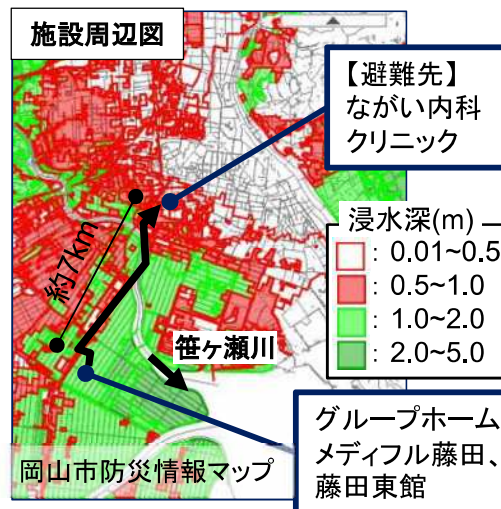
メディフル藤田、藤田東館



ながい内科クリニック

※両施設とも、医療法人よつば会が運営

平成30年7月豪雨における避難の概要



【事前の周知】

大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

【配車表を活用】

計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。



避難の時系列

避難準備・高齢者等避難開始 発令
7月6日 6:10

避難開始
7月6日 9:30

避難完了
7月6日 12:00

避難指示 発令
7月6日 22:45

特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会（前期・後期）」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難

【川越キングスガーデン】

- ・平成19年の出水を受けて防災マニュアルを作成
- ・避難訓練の実施（毎年実施）
- ・避難確保計画作成の講習会に参加（平成30年11月）
- ・避難確保計画の作成・提出（平成31年1月）

令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画及び毎年の避難訓練に基づき、迅速な避難を実施し、職員・利用者全員が無事避難

台風第19号時の川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃 重篤者の移動、避難のための準備を開始
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告



越辺川の破堤

13日 4時頃 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



特別養護老人ホーム「けいわ苑」の事例

【福島県喜多方市】

- 令和4年8月3日からの大雨により、喜多方市塩川町にある特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、浸水前に、職員が1階にいた高齢の利用者39人を2階以上に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設では、ハザードマップを通して、河川氾濫の危険性を認識しており、常日頃から付近の河川の危機管理型水位計（福島県設置）の水位情報を確認していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど平時から災害に対する備えの意識が高かった。

【避難までの経緯】（※施設職員への聞き取りによる）

8/3 23:00

姥堂川の前田橋観測所（危機管理型水位計）が危険水位を超過

8/3 23:30

危険水位超過をふまえ、職員を緊急参集し、1階の入居者を垂直避難させるよう指示

8/4 00:20

全員の避難を完了

8/4 01:35

敷地内の駐車場で冠水が始まったため、施設の入り口に土のうを設置

8/4 02:30

施設内にも浸水が始まる

けいわ苑の浸水状況



（写真：けいわ苑提供）



（写真：喜多方市提供）

訓練実施状況



【被害状況】（喜多方市）
人的被害：なし
住家被害：床上浸水16棟
床下浸水109棟
（福島県被害状況即報第24報より）



【施設長コメント】

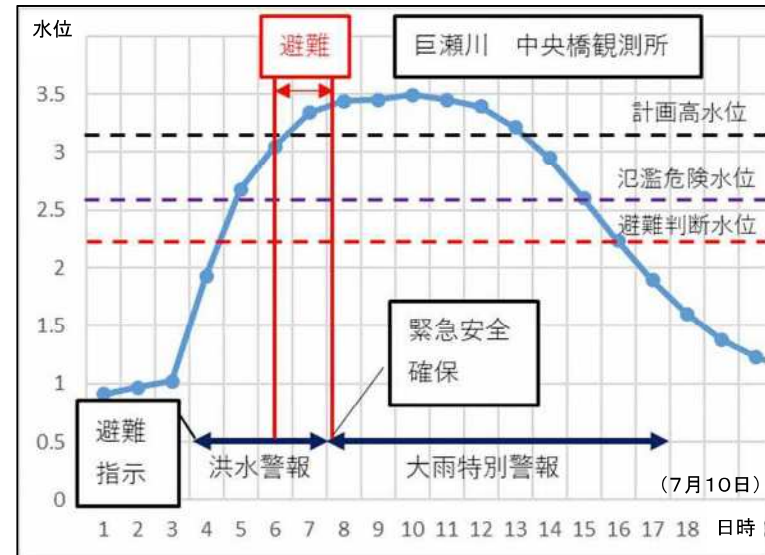
「ハザードマップや避難訓練を通して、近くを流れる川の危険性は認識していたので、無事に避難を終えることができました。入所者の命の安全を確保し、安心して暮らせるよう今後も努めていきたい」

（NHKニュース記事より）

田主丸(たぬしまる)中央病院の事例

【福岡県久留米市】

- 令和5年7月10日の大雨により、福岡県久留米市にある田主丸中央病院では、明け方から病院内に水が流れ込み、1階部分が30cm程浸水したが、1階入居者約50人を2階に垂直避難させ、人的被害はなかった。
- 施設ではハザードマップを通して、河川氾濫など水害の危険性を認識していた。
- 水防法に基づく避難確保計画を作成しており、毎年避難訓練を実施するなど災害に対する備えの意識が高かった。



エレベーターにて患者約50人を2階へ避難。
全員避難させた後、停電によりエレベーターが停止。



病院側のコメント

早期に垂直避難の開始に踏み切れたのは、普段からの訓練と雨雲レーダーなどからの迅速な状況判断によるところが大きい。

浸水によりエレベーターが止まった後では、今回の避難は完遂できなかっただろう。



国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

東京都千代田区霞が関2-1-3
Tel:03-5253-8111(内線:35439,35457)

まるごとまちごとハザードマップ

【概要】

- ・ 居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる各種情報(想定浸水深や避難所の情報等)を標示する
- ・ 市区町村が作成、公表する洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため実施

【期待される効果】

- ・ 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できる
- ・ 危機意識の熟成と洪水時避難所等の認知度の向上が図られる
- ・ 洪水ハザードマップの更なる普及推進が図られる

【普及に向けた支援】

- ・ 防災・安全交付金による補助金制度が適用可能
- ・ まるごとまちごとハザードマップ取組事例集を改定(令和6年4月)

<取組事例>



電柱に浸水想定深や避難所の情報等を標示



〔出典:まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き〕



人目につきやすい
集客施設等の入り口に表示



対象災害と避難場所としての
機能を併記

マイ・タイムラインの取組・支援

- 「マイ・タイムライン」とは、住民一人一人が「いつ」「何をするのか」といった災害時の避難行動を時系列的に確認する取組です。
- 国土交通省では、マイ・タイムラインの普及・啓発等を通して、災害リスクの周知徹底と住民一人ひとりの防災意識の向上を図り、円滑な避難行動の支援に取り組んでいます。

■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン
作成中の様子(岡山県倉敷市)

■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



日本防災士機構・日本防災士会と
連携した研修会



消防団を対象とした講習会
(山形県酒田市)

■マイ・タイムラインの作成支援

実施方法などを取りまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表
全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開

●作成の状況 ※避難の実効性を高める「住民自らが手を動かす取組」が重要



■防災・安全交付金による財政支援

河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1/2)

「重ねるハザードマップ」のユニバーサルデザイン化

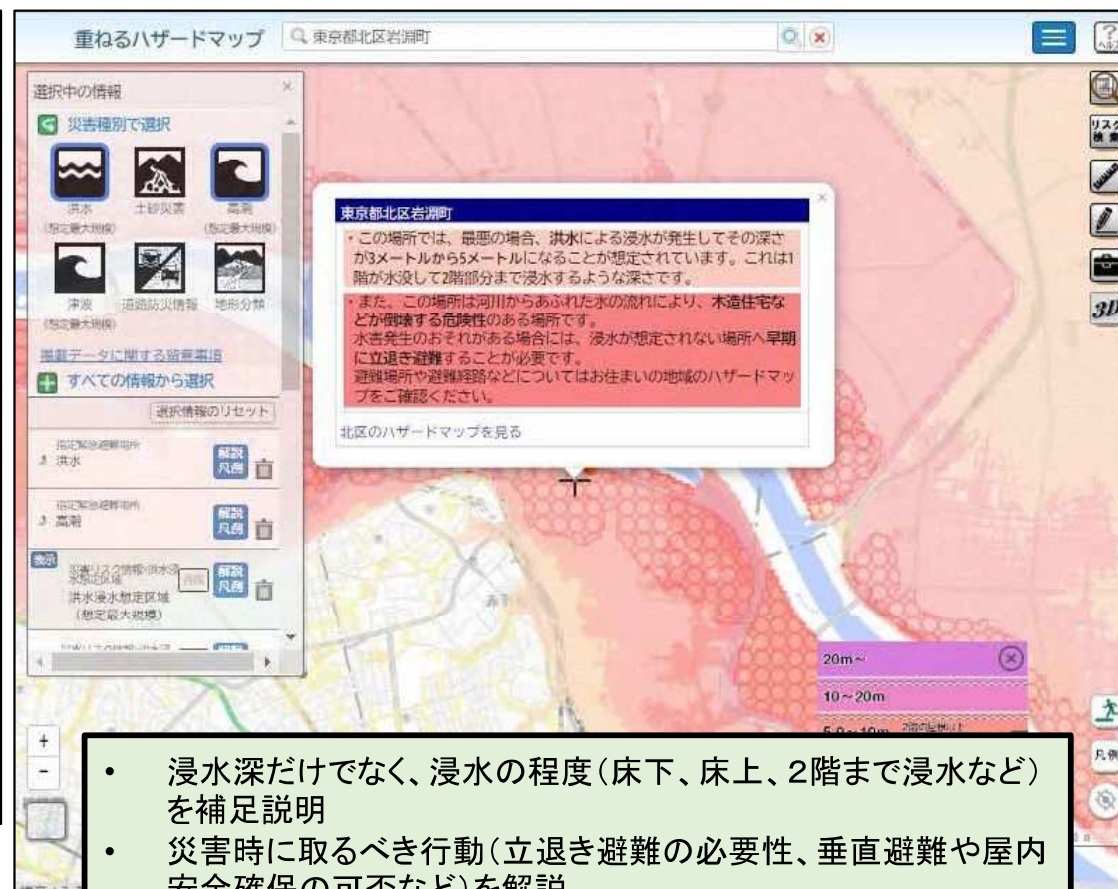
- 視覚障害者でも、音声読み上げソフトを利用することで自宅等の災害リスクを知ることができるよう「重ねるハザードマップ」を改良。(令和5年5月30日運用開始)
- アイコンや地図上をクリックしなくても住所を入力する、または現在地を検索するだけで、その地点の災害リスクが自動的に文章で表示される機能を追加。

トップページの改良



- ・ 音声読み上げに配慮したシンプルな構成
- ・ 住所入力 または 現在地検索すると、地図画面に移り、その場所の災害リスクが文章で表示される

文章による災害リスクの説明



- ・ 浸水深だけでなく、浸水の程度(床下、床上、2階まで浸水など)を補足説明
- ・ 災害時に取るべき行動(立退き避難の必要性、垂直避難や屋内安全確保の可否など)を解説
- ・ 取るべき避難行動に対応した背景色でハザードレベルが一目で分かるよう表現

76の自治体・15の企業等を追加 ～ワンコイン浸水センサ実証実験～

浸水の危険性がある地域に浸水センサを多数設置し、リアルタイムにその状況を把握する実証実験を実施しています。

このたび、令和6年度に継続実施する実証実験において、追加の実証実験実施地区となる自治体、及び実証実験実施地区において自らの施設等に浸水センサを設置・管理する企業・団体等を公募により決定しました。

○実証実験の参加者

今回の1次公募により、76の自治体・15の企業・団体等を追加参加者として、決定しました。（別紙参照）

今後は各関係者で調整し、浸水センサの設置を進めていきます。

なお、2次公募として、自治体及び企業・団体等ともに令和6年6月20日まで受付中ですので、応募方法の詳細は以下のWEBサイトに掲載の公募要領または別添参考資料－1～3をご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001227.html

※応募者多数の場合等はお受けできない場合がございます。

<実証実験の目的>

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、面的に浸水の状況をいち早く把握し、迅速な災害対応を行うことが重要となっております。そのため、浸水センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業と国や自治体等の様々な関係者が浸水センサを設置し、浸水センサの特性や情報共有の有効性等を実証するものです。

（別添参考資料－4参照）

※これまでの実証実験概要等は以下WEBサイトに掲載しています。

今後、参加者の追加等あった場合はこちらでお知らせします。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

【問合せ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室

企画専門官 外山(内線 35392)、係長 中村(内線 35394)

代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8446

ワンコイン浸水センサ実証実験 令和6年度参加者一覧（令和6年3月8時点）

【134自治体・38企業等】

No.	自治体名	企業・団体名（代表者）
		※左記自治体内でセンサを設置する企業・団体等
1	北海道 滝川市	
2	北海道 美瑛町	
3	北海道 新得町	（株）水工リサーチ
4	北海道 音更町	（株）北開水工コンサルタント
		（株）ズコーシャ
5	北海道 標津町	
6	青森県 むつ市	
7	青森県 鯉ヶ沢町	青森県県土整備部河川砂防課
8	青森県 南部町	（株）日立製作所
9	岩手県 盛岡市	国立大学法人岩手大学
10	岩手県 紫波町	国立大学法人岩手大学
11	岩手県 矢巾町	国立大学法人岩手大学
12	宮城県 仙台市	
13	宮城県 大崎市	一般財団法人 日本気象協会
14	宮城県 大河原町	
15	宮城県 大郷町	（株）テイデイイー
16	秋田県 秋田市	
17	秋田県 能代市	（株）テイデイイー
18	山形県 中山町	（株）テイデイイー
19	山形県 高島町	（株）テイデイイー
20	山形県 川西町	（株）テイデイイー
21	福島県 福島市	福島県 土木部 土木企画課
22	福島県 郡山市	福島県 土木部 土木企画課
23	福島県 白河市	福島県 土木部 土木企画課
24	福島県 伊達市	太陽誘電（株）
		福島県 土木部 土木企画課
25	福島県 本宮市	福島県 土木部 土木企画課
26	福島県 小野町	福島県 土木部 土木企画課
27	茨城県 水戸市	
28	茨城県 土浦市	
29	茨城県 常総市	
30	茨城県 常陸太田市	
31	茨城県 境町	一般財団法人 日本気象協会
32	栃木県 宇都宮市	
33	群馬県 高崎市	太陽誘電（株）
34	埼玉県 川越市	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
		朝日航洋（株）共同体
35	埼玉県 春日部市	
36	埼玉県 草加市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
37	埼玉県 越谷市	
38	埼玉県 戸田市	
39	埼玉県 八潮市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
40	埼玉県 三郷市	
41	埼玉県 坂戸市	坂戸、鶴ヶ島下水道組合
		一般財団法人 日本気象協会

No.	自治体名	企業・団体名（代表者）
		※左記自治体内でセンサを設置する企業・団体等
42	埼玉県 吉川市	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
43	埼玉県 松伏町	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
44	千葉県 野田市	
45	千葉県 佐倉市	（株）広域高速ネット二九六
46	千葉県 柏市	（株）建設技術研究所
47	千葉県 我孫子市	バース・ビュー（株）
48	千葉県 酒々井町	（株）広域高速ネット二九六
49	東京都 世田谷区	
50	神奈川県 平塚市	（株）建設技術研究所
51	富山県 射水市	
52	石川県 小松市	
53	長野県 須坂市	
54	岐阜県 岐阜市	
55	岐阜県 大垣市	（株）オリエンタルコンサルタンツ
56	岐阜県 恵那市	
57	岐阜県 土岐市	
58	岐阜県 安八町	
59	静岡県 浜松市	
60	静岡県 沼津市	
61	静岡県 三島市	
62	静岡県 磐田市	
63	静岡県 牧之原市	
64	静岡県 函南町	
65	静岡県 川根本町	
66	愛知県 豊橋市	
67	愛知県 岡崎市	損害保険ジャパン（株）
		中央大学研究開発機構
		あいおいニッセイ同和損害保険（株）
		セイコーインスツル（株）
68	愛知県 豊川市	
69	愛知県 豊田市	日本工営（株）
70	愛知県 東海市	知多メディアネットワーク（株）
71	愛知県 清須市	
72	愛知県 幸田町	
73	三重県 津市	AIG損害保険（株）
		中央大学研究開発機構
74	三重県 四日市市	四日市港管理組合
75	三重県 桑名市	中央大学研究開発機構
76	三重県 鳥羽市	
77	滋賀県 野洲市	
78	京都府 長岡京市	
79	京都府 南丹市	
80	京都府 木津川市	亀岡電子（株）
81	兵庫県 姫路市	
82	兵庫県 加古川市	中央大学研究開発機構
		東京海上日動火災保険（株）
83	兵庫県 豊岡市	（株）オーク

No.	自治体名	企業・団体名（代表者）
		※左記自治体内でセンサを設置する企業・団体等
84	兵庫県 三田市	
85	兵庫県 西脇市	
86	兵庫県 小野市	
87	兵庫県 朝来市	朝日航洋（株） 共同体
88	兵庫県 南あわじ市	ワンコイン浸水センサ実証実験共同体
		喜多機械産業（株）
89	兵庫県 養父市	
90	兵庫県 加東市	
91	兵庫県 播磨町	
92	鳥取県 鳥取市	
93	島根県 出雲市	
94	島根県 益田市	
95	島根県 江津市	
96	島根県 川本町	
97	岡山県 岡山市	国立大学法人岡山大学
98	岡山県 総社市	
99	岡山県 備前市	
100	山口県 山口市	
101	山口県 田布施町	
102	徳島県 徳島市	喜多機械産業（株）
103	徳島県 海陽町	
104	徳島県 吉野川市	
105	徳島県 石井町	
106	徳島県 美波町	喜多機械産業（株）
107	香川県 高松市	国立大学法人香川大学
108	香川県 丸亀市	国立大学法人香川大学
109	愛媛県 新居浜市	（株）ハートネットワーク
110	愛媛県 大洲市	
111	高知県 高知市	ニッポン高度紙工業（株）
112	高知県 四万十市	中央大学研究開発機構
113	高知県 いの町	中央大学研究開発機構
114	高知県 日高村	
115	福岡県 大牟田市	
116	福岡県 久留米市	三井住友海上火災保険（株）・積水樹脂（株）・大東建託（株） 共同体
		（株）Kyuホールディングス
117	福岡県 小郡市	（株）Kyuホールディングス
118	福岡県 太宰府市	
119	福岡県 添田町	
120	佐賀県 武雄市	
121	佐賀県 神埼市	（有）ジョイックス交通
122	熊本県 熊本市	
123	熊本県 御船町	
124	熊本県 甲佐町	
125	熊本県 球磨村	大和ハウス工業（株）
126	大分県 中津市	
127	大分県 日田市	
128	宮崎県 宮崎市	
129	宮崎県 都城市	

No.	自治体名	企業・団体名（代表者）
		※左記自治体内でセンサを設置する企業・団体等
130	宮崎県 国富町	
131	宮崎県 綾町	
132	宮崎県 高鍋町	
133	宮崎県 木城町	
134	鹿児島県 鹿屋市	

※黒字は令和4年度または令和5年度からの継続参加者。

※赤字は令和6年度新規参加者。（継続参加者の実施地区追加も含む）

令和6年度 ワンコイン浸水センサ実証実験

公募実施要領

**令和6年1月
国土交通省
水管理・国土保全局**

ワンコイン浸水センサ実証実験 公募実施要領

1. ワンコイン浸水センサ実証実験の目的

近年、大雨による浸水被害や河川の氾濫が頻発しており、面的に浸水の状況をいち早く把握し、迅速な災害対応を行うことが重要となっています。そのため、センサを用いてリアルタイムに浸水状況を把握する仕組みの構築に向けて、民間企業と国や自治体等の様々な関係者がセンサを設置し、センサの特性や情報共有の有効性等を検証するものです。(参考資料 1 についてもご参照ください。)

2. 公募の内容

2.1 募集対象・応募資格

①実証実験実施地区となる自治体（市区町村）

【募集対象の分類】

- ①－１：国土交通省が用意する浸水センサ（以下：国用意センサ）を自ら設置・管理し、国土交通省や他の実証実験参加者に浸水データを共有することが可能であること。
- ①－２：浸水センサのデータ活用を行うこと前提に、浸水センサを自ら設置せず、実証実験実施地区（以下：実施地区）の提供者となることが可能であること。

※この参加方法は企業等の参加者が無い場合には、浸水センサが設置されないこととなります。

【応募資格の共通事項】

- ・実証実験に参加する「企業・団体等」のセンサ設置者に対して、設置場所等の相談・調整を受けること。
- ・事務局が依頼する実証実験に関する各種調査・資料作成等に協力すること。
- ・参考資料 2,3 についてもご参照ください。

②企業・団体等

【募集対象の分類】

- ②－１：国用意センサを実施地区にある施設等（自社施設含む）に自ら設置・管理し、国土交通省や他の実証実験参加者に浸水データを共有することが可能な企業・一般社団法人等の団体（都道府県含む）。なお、共同体での参加も可能とする。
- ②－２：自ら用意する浸水センサ（以下：独自センサ）を実施地区内の施設等（自社施設含む）に設置・管理し、国土交通省や他の実証実験参加者に浸水データを共有する企業・一般社団法人等の団体（都道府県含む）。なお、共同体での参加も可能とする。

【応募資格の共通事項】

- ・設置に関して必要な調整は、参加者自らが実施し設置場所を決定すること。
- ・国用意センサのメーカーが国用意センサを使用して自ら設置者となることは不可とする。
（②－２による独自センサによる参加の場合は除く）
- ・事務局が依頼する実証実験に関する各種調査・資料作成等に協力すること。
- ・参考資料 2,3 についてもご参照ください。

2.2 利用するセンサ

本実証実験で使用する国用意センサについては、公募説明会（令和 6 年 1 月 22 日開催予定）にて対象となる製品を説明します。それを踏まえて、設置を希望する浸水センサのメーカー及び数量等を応募様式にて提出頂きます。

なお、データ共有を前提として、独自センサを用いた参加または国用意センサと独自センサ両方を用いた参加も可能です。

※参考として令和 5 年度実証実験で用意した浸水センサ（国用意センサ）の概要は、**参考資料 4**を参照してください。

2.3 実証実験実施地区となる自治体

今年度の実証実験のモデル地区となる自治体（53 市区町村：令和 5 年 12 月末時点）に加え、公募で決定する追加の自治体加わります。追加の決定は後日、国土交通省 WEB サイト（以下 URL 参照）にて発表いたします。

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>

2.4 主なスケジュール

令和 6 年	1 月 12 日（金）	公募開始
	1 月 22 日（月）	説明会
	2 月 20 日（火）	公募締切（1 次）：実証実験実施地区となる自治体
	※ 2 月下旬頃	新規参加自治体の決定・公表
	3 月 8 日（金）	公募締切（1 次）：企業・団体等
	※ 3 月中旬～下旬頃	実証実験参加企業・団体の決定・公表
	4 月以降	浸水センサ調達・設置（1 次分）を開始予定
	6 月 20 日（木）	公募締切（2 次）：実証実験実施地区となる自治体、 企業・団体等
	7 月以降	浸水センサ調達・設置（2 次分）を開始予定

2.5 費用の負担

令和 6 年度の実証実験にかかる参加自治体・企業等と国土交通省の費用負担については、表 1 を予定しています。

表 1 費用負担（国用意センサ使用の場合）

国土交通省	令和 6 年度 参加自治体・企業等
①浸水センサ ②中継装置 ③通信装置 ④通信費用等（①,③に必要な LTE,Sigfox 等の通信費及び通信クラウド費用等） ⑤データ共有サーバ運営費（表示システム等含む）	⑥浸水センサ、中継装置などを現地へ据え付ける費用（取付具などを含む） ⑦電気代などの管理に係る費用 ⑧既存の Wi-fi 設備を利用する浸水センサの場合はそのインターネット通信費用

※ただし、国土交通省が用意する浸水センサや中継装置等を用いず、独自の浸水センサで参加する場合は、⑤データ共有サーバ運営費以外の全てについて、参加者で負担となります。

※予算の制約上、設置を計画いただいた数の一部のみの用意となる場合があります。

※④通信費用等については、翌年度以降参加自治体・企業等の支払いとなります。

※参考資料 2 についてもご参照ください。

3. 応募手続き

3.1 応募書類等

応募書類は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。また、文字の大きさについては 12pt を基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2 のとおりです。

表 2 応募書類

様式	応募様式名称
様式－1	ワンコイン浸水センサ実証実験 応募様式（自治体）
様式－2	センサ設置計画（自治体）
様式－3	実証実験実施地区設置対象予定エリア（自治体）
様式－4	ワンコイン浸水センサ実証実験 応募様式（企業・団体等）
様式－5	設置概要（企業・団体等）
様式－6	センサ設置計画（企業・団体等）
参考資料※	浸水センサの概要がわかるパンフレット等

※参考資料は、独自センサを利用する場合に提出してください。

3.2 応募書類の提出

3.2.1 応募書類等の提出期限

【1次応募】

- ・自治体（様式－１～３）：令和６年 ２月２０日（火） １７：００
- ・企業・団体等（様式－４～６）：令和６年 ３月 ８日（金） １７：００

【2次応募】

- ・自治体（様式－１～３）、企業・団体等（様式－４～６）
：令和６年 ６月２０日（木） １７：００

※国用意センサで参加の場合、１次公募にて予算上限に達するなどの状況によっては応募をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

※応募期限後も状況により、追加参加が可能となる場合がありますので、その場合は「問い合わせ先」までお問い合わせください。

※**参考資料３**についてもご参照ください。

3.2.2 応募書類等の提出先

応募書類送付の際は、件名を「ワンコイン浸水センサ実証実験への応募」とし、下記アドレスに電子メールにて送付してください。

（E-Mail）hqt-immersion-sensor [at] gxb.mlit.go.jp （[at] は@に変換して下さい。）

※送付するメール（応募書類添付）の容量は10MB以下としてください。

※着信確認の電話を以下連絡先まで必ずお願いします。

国土交通省 水管理・国土保全局 河川情報企画室 中村

TEL：０３－５２５３－８４４６（直通）

3.3 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

3.4 秘密の保持

応募書類は参加者の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません（様式－３は除く）。また、提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、実証実験の参加者となった応募者について、企業名等を国土交通省のウェブサイト等で公表するとともに、実証実験において設置した浸水センサの設置場所や実証実験状況等は、実証の進捗に合わせ、国土交通省のウェブサイト等で公表します。

また、応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。

3.5 注意事項

応募書類の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とします。

応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。

3.6 応募書類の確認

提出された応募書類の内容について問合せを行う場合があります。

4. 結果の通知・公表

4.1 結果の通知

結果については、結果によらず電子メールにて応募者（共同体で参加の場合は、代表者）に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

4.2 結果の公表

実証実験の参加者となった応募者は、企業名等を国土交通省のウェブサイト等で公表します。

5. 実証実験の公募に関する説明会

本公募に関し、以下のとおり説明会を実施します。説明会への参加をご希望の方は、件名を「浸水センサ実証実験の公募説明会」とし、説明会の参加者を記載した**様式－7**を以下の宛先まで電子メールにてお送り下さい。

なお、説明会への参加がなくとも実証実験への応募は可能です。説明会は報道関係者等も参加可能としますので、参加希望者は同様に申し込みをお願いします。

- ・開催日時：令和6年1月22日（月） 10：00～（2時間以内程度を予定）
- ・開催方法：Teams によるオンライン開催（参加希望者へ URL を配布します）
- ・申込期限：令和6年1月19日（金） 14：00
- ・宛 先：国土交通省 ワンコインセンサ担当
(E-Mail) hqt-immersion-sensor [at] gxb.mlit.go.jp （[at] は@に変換して下さい。）

6. 問い合わせ先

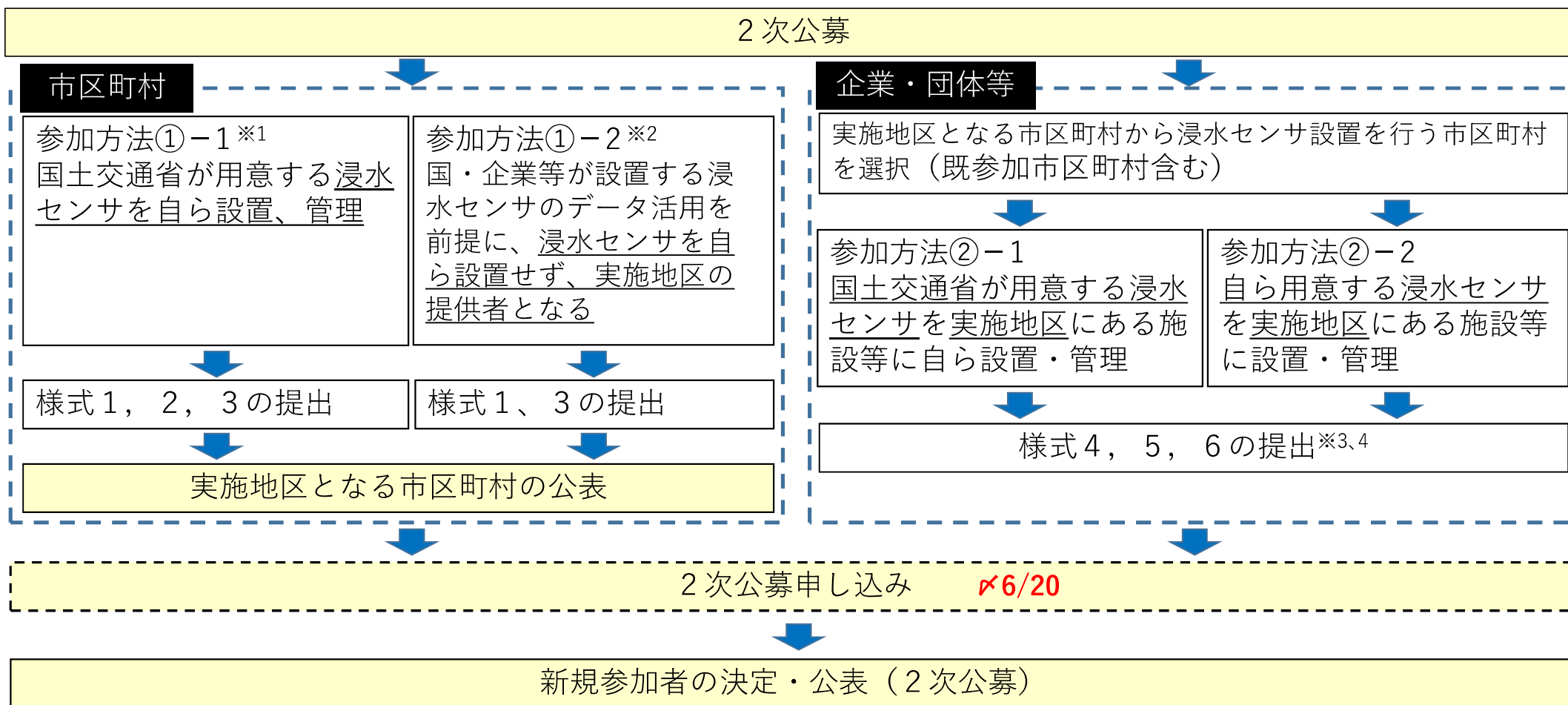
本要領に関する問い合わせは、件名を「ワンコイン浸水センサ実証実験への問い合わせ」、本文に連絡先（企業名・担当者名・連絡先）を記載して、下記の電子メールにてお願いします。

国土交通省 ワンコインセンサ担当

(E-Mail) hqt-immersion-sensor [at] gxb.mlit.go.jp （[at] は@に変換して下さい。）

ワンコイン浸水センサ実証実験 参加の流れ（令和6年度新規参加者：2次公募）

参考資料－2



※1:参加方法①－1の場合も、実証実験を希望する企業と自治体の浸水把握ニーズなどを調整し、企業の受け入れに関して調整を受けることを条件とします。

※2:企業等が市区町村と連携して②-1または②-2で参加する場合、市区町村の①-2での参加エントリーが合わせて必要です。

※3:都道府県としての参加の場合は、企業・団体等の参加者（②－1または②－2）としてエントリーしてください。

※4:企業の自社施設に設置する場合も、市区町村が実施地区として参加エントリーしていることが条件となります。（その場合は、市区町村への設置箇所の調整等は不要）

令和6年度 ワンコイン浸水センサ実証実験

令和6年度実証実験で国交省が用意する対象の9社のセンサ



光陽無線（株）
／太陽誘電（株）



太平洋工業（株）



リプロ（株）



NTTインフラネット（株）



京セラコミュニケーションシステム（株）
／マスプロ電気（株）



ニタコンサルタント（株）



応用地質（株）



エヌエスティ・グローバリスト（株）



旭光電機（株）

令和6年度実証実験で国交省が用意する対象の9社のセンサ

センサメーカー	検知方式	浸水判定場所	通信方式	電池寿命	商用電源	機器構成
光陽無線(株)/太陽誘電(株)	電波式	サーバ	LTE	8年 (センサ)	商用電源 /太陽電池	      
太平洋工業(株)	圧力式	サーバ	LTE	10年 (センサ)	必要	    
リプロ(株)	接触式	センサ	Sigfox	5年 (センサ)	不要	  
NTTインフラネット(株)	フロート式	センサ	LTE	10年 (通信装置)	不要	    
京セラコミュニケーションシステム(株) /マスプロ電気(株)	接触式	センサ	Sigfox	5年 (センサ)	不要	  
ニタコンサルタント(株)	接触式	センサ	特定小電力無線 (ARIB STD-T108 準拠)	5年 (センサ)	必要	        
応用地質(株)	フロート式	センサ	LTE-M	5年 (通信装置)	不要	    
エヌエスティ・グローバルリスト(株)	接触式	センサ (+通信(子局))	LoRa無線	3年 (センサ)	観測点に設置される浸水 センサーおよび通信装置 とも不要 ゲートウェイ必要	      
旭光電機(株)	接触式	センサ	LTE-M	3年 (センサ)	不要	  

○浸水センサ：浸水検知情報をデータ送出する機器

○中継器：浸水センサ→ゲートウェイにダイレクト通信できない場合の通信装置

○通信装置（ゲートウェイ）：サーバにデータ送信する通信装置

・・・無線接続
・・・有線接続

ワンコイン浸水センサ 実証実験に参加しよう

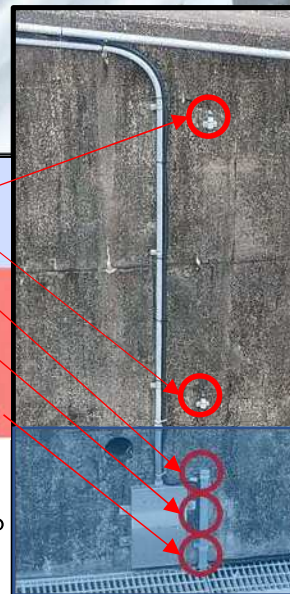


浸水エリアの表示状況 (16:00)



設置高さ: 2.5m
 設置高さ: 1m
 設置高さ: 0.3m
 設置高さ: 0.1m
 設置高さ: 0.03m

※ 異なる高さに浸水センサ設置すれば浸水高さを把握することも可能です



徳島県美波町

(実証実験参加自治体)
 台風2号 (令和5年6月2日)
 JR牟岐(むぎ)線
 アンダーパス浸水状況

現地の浸水深実績

浸水発生時の迅速な判断・情報発信に役立つ ワンコイン浸水センサ実証実験

～ 官民連携による流域の浸水状況把握 ～

POINT!

国土交通省が 浸水センサ機器を用意します
 (参加者自ら用意したセンサでの参加も可能です)

POINT!

国土交通省が 浸水情報をリアルタイムで収集・共有します

国土交通省HP ワンコイン浸水センサ実証実験

<https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html>



官民連携で浸水状況をリアルタイムで把握する仕組みを作っています

国・自治体・企業・大学など、流域内のあらゆる関係者が参加して実証実験を実施中！

官民連携による浸水域把握（活用のイメージ）



ワンコイン浸水センサ

小型、低コストかつ長寿命で、流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている6種類の浸水センサ

- ・小型
- ・低コスト
- ・長寿命

リアルタイムの浸水状況表示システム

各センサの情報を一元的に収集し、浸水状況を共有するシステム



※浸水センサ表示システムのイメージです。
現在はワンコイン浸水センサ実証実験参加者限定で共有しています。

ワンコイン浸水センサ実証実験参加者の声



A自治体

浸水センサを活用することで、浸水範囲や浸水深を早期に把握することが可能となるため、避難情報発令及び通行規制の判断や面的な被害状況の把握に繋がたい。

急な浸水や内水氾濫をいち早く把握することで管理施設の被害防止・軽減、早期復旧に活用したい。



B企業

お問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 河川情報企画室
ワンコイン浸水センサ 担当
TEL : 03-5253-8446 (直通)
E-Mail : hqt-immersion-sensor@gxb.mlit.go.jp